

令和5年度西予市地域防災計画の改訂概要について

1

令和5年度西予市地域防災計画の改訂概要について

【西予市地域防災計画とは】

◇災害対策基本法第42条の規定に基づき、市域における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として西予市防災会議が策定。

市域における地震、風水害等の災害予防、災害応急対策および災害復旧など市および関係機関等の処理すべき事務および業務について定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的としている。

参考：災害対策基本法（抜粋）

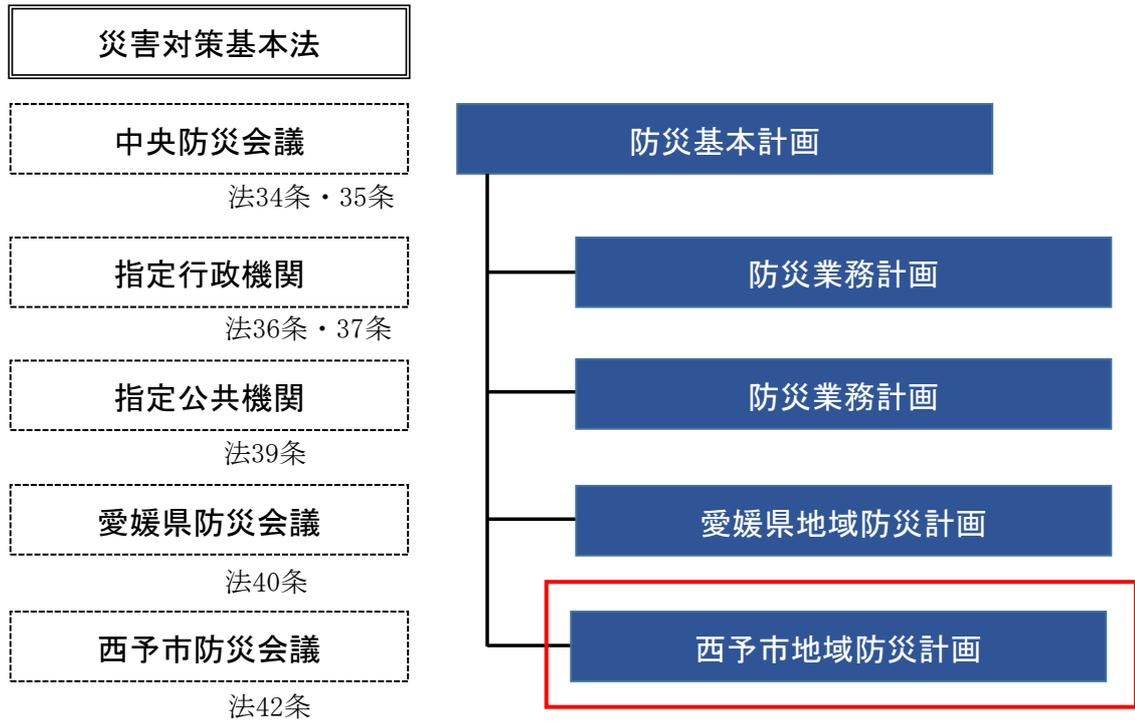
（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2

西予市地域防災計画の位置づけ

○災害対策基本法に基づく防災計画の体系



【計画改訂のイメージ】

【風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編、原子力災害対策編】

- (1) 愛媛県地域防災計画修正に伴う修正
- (2) 愛媛県からの指摘による修正
- (3) 市の施策による修正
- (4) その他の修正



西予市地域防災計画の改訂

風水害等対策編

地震災害対策編

津波災害対策編

原子力災害対策編

災害対策の充実・強化

(1) 愛媛県地域防災計画修正に伴う修正

- ・ 障害者による情報の取得及び利用
(風水害等対策編第2編 第13章、第18章)
- ・ 多様な主体と連携した被災者支援
(風水害等対策編第2編 第18章)
- ・ デジタル技術の活用
(風水害等対策編 第2編第13章、第18章)

(2) 愛媛県からの指摘による修正

- ・ 「土砂災害危険箇所」の文言を「土砂災害警戒区域等」に修正
(風水害等対策編 第2編第10章)
- ・ 廃棄物処理施設をライフラインの一つとして記載
(風水害等対策編 第2編第20章)
- ・ 災害救助法の適用について、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理を追記
(風水害等対策編 第3編第7章)

(3) 市の施策による修正

- ・ 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項の修正
(地震災害対策編 第2編第26章)

(4) その他の修正

- ・ 西予市災害対策本部組織図を修正
- ・ 文言標記の統一、修正
- ・ その他、時点修正
- ・ 組織、機関名変更
- ・ 資料編については、時点修正